

西成区あいりん地域内結核対策事業業務委託（長期継続契約）
 公募型プロポーザルに関する質問への回答

質 問	回 答
<p>● 6オ①bにおいて、検診実施日及び場所が確定した場合、双方協議し確定するとありますが、各管理者および公安委員会との占用、使用許可もしくは協議については発注者が行うことと理解してよいでしょうか。また、受注者には許可書もしくは協議書はいつ頃届く予定でしょうか。</p>	<p>●西成労働福祉センター・萩之茶屋北公園・萩之茶屋中公園・萩之茶屋南公園前道路・三徳寮前道路で実施する場合は、使用にかかる許可取得は、事前に発注者にて行い、それに伴う許可書類等は、発注者が保管します。上記以外の会場を使用する場合、発注者の発案の場合は、上記と同様の対応を行います。受注者発案の場合は、許可の取得及び書類の保管にかかることは、発注者と受注者双方協議し確定します。</p>
<p>● 6オ①cにおいて、必要な体制が確保されていれば受注者の責任で当日の交代等を行うことが可となっておりますが、これの事後報告は必要でしょうか。</p>	<p>● 6オ⑤の定めるところにより報告していただきます。</p>
<p>● 6オ②についてポスター掲示場所も指定はあるのか、また、市及び自治会等の掲示板等の資料提供は可能でしょうか。</p>	<p>●ポスター掲示場所については、あいりん地域内の施設等を想定しており、発注者から候補場所については提案させていただきます。市及び自治体等の掲示板を使った広報については、発注者としては想定しておらず、そのための資料の提供も行う予定はありませんが、受注者からの提案があれば、検討を行うことは可能と考えています。</p>
<p>● 6オ④について発注者から貸与される設営物品は、どのような物品があるでしょうか。</p>	<p>●机、椅子、日射除けのためのテント、事務用品などになります。</p>